

鳥取縣公報

條例

◇鳥取縣條例第二十号

鳥取縣水産製品検査條例を次のように定める。

昭和二十五年四月十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣水産製品検査條例

(目的)

第一條 この條例は、水産製品の品質改善、生産の合理化、取引の單純、公正及び使用又は消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二條 この條例で「水産製品」とは、次に掲げるものをいふ。「水産製品検査員」(以下検査という。)とは

昭和二十五年四月十一日
第二千九十八号 火曜日

本書は千サハ國定規格A五判

知事より水産製品の検査を命ぜられた者をいう。

一 魚類乾製品

(一) 乾いわし、乾きびなど

- 1 丸乾いわし
- 2 開乾いわし
- 3 素乾いわし、素乾きびなど
- 4 煮乾いわし、煮乾きびなど

(二) 乾さば

- 1 丸乾さば
- 2 開さば
- 3 煮乾さば

(三) 乾あじ

- 1 丸乾あじ
- 2 開乾あじ
- 3 煮乾あじ

四 乾たら

- 1 棒たら
- 2 開たら
- 3 みがきたら、すきみたら
- 四 乾すけとうたら

1 開すけとうたら

2 みがきすけとうたら

内 乾のどぐろ

開乾のどぐろ

外 乾とびうお

開とびうお

内 乾かれい

1 丸乾かれい

2 開乾かれい

二、魚類塩蔵品

一 塩いわし

1 塩いわし

2 塩蔵いわし

二 塩さば

- 1 塩さば
- 2 塩蔵さば

三 塩たら

1 塩たら

2 塩蔵たら

四 塩すけとうたら

1 塩すけとうたら

2 塩蔵すけとうたら

五 塩かれい

1 塩かれい

2 塩蔵かれい

六 塩蔵しいら

七 塩蔵あじ

三、いか製品

一 するめ

二 塩乾するめ

三 のしするめ

四 刻するめ

五 塩蔵いか

四、乾えび(あみを含む)

一 乾えび

二 乾あみ

三 煮乾あみ

五、塩辛製品

一 いか塩辛

二 あみ塩辛

六、水産物つくだに

一 こうなつくだに

二 いわしつくだに

三 刻するめつくだに

四 こんぶつくだに

五 のりつくだに

六 その他のつくだに

七、ねり製品

一 かまぼこ

二 焼竹輪

三 電化(電気)焼かまぼこ

八、水産物つけもの

糠漬いわし

九、海藻製品

一 こんぶ加工品

二 ところこんぶ

三 切こんぶ

四 青刻こんぶ

五 乾てんぐさ、乾えご、乾しぎす

六 素乾(塩揚げ)品

七 水洗(塩抜き)品

八 晒品

九 わかめ

一〇、水産動物油

一 魚油

二 いわし油

三 さめ油

00180

- 3 いか油
- 4 雑魚油
- (二) 粗製肝油
- たら肝油

一一 水産肥飼料

(一) 魚粕、魚荒粕

(二) ほしか

1 砂ほしか、頭ほしか

2 砂ほしか粉末、頭ほしか粉末

(三) 雑肥

(水産製品の規格)

第三條 知事は、水産製品について、その合格又は不合格を判定し且つ品質を識別するため、水産製品規格調査会の議を経て、各種類ごとに規格を定め、これを公示する。

第四條 知事は、前條の規定によつて定められた規格に基いて、第二條に掲げる水産物の検査を行う。

2 前項の規定により検査を行った場合は、これを証明す

るため、規則の定めるところにより、その包装に証票、証紙、印章又は記号（以下証票等という。）を附さなければならぬ。

3 知事は生産者の依頼により、第二條に掲げる水産製品以外のものについても検査することができる。

4 前項の検査に關し、必要な事項は規則で定める。

(生産者の義務)

第五條 水産製品の生産者は前條第一項の規定により検査を受けたものでなければ、当該水産製品を販売（交換する場合を含む。以下同じ）し、若しくは販売の委託をし又は製造場外に搬出し又は現在所より移動することができない。但し次の各号の一に該当するものは、この限りでない。

- 一 自家用消費に充てるもの
- 二 学術研究又は試験用に供するもの
- 三 博覽会、共進会又は品評会に出品するもの
- 四 法令の規定により官公吏に引渡すもの
- 五 特別の事由により知事の承認を受けたもの

00181

(販売業者の義務)

第六條 水産製品の販売業者は、証票等の附されたものでなければこれを購入し、若しくは販売し又は購入若しくは販売の委託を受けてはならない。

(再検査)

第七條 検査済の水産製品であつても、次の各号の一に該当するものは、更に検査を受けなければならぬ。

- 一、荷造又は結束を改め又は損じたもの
- 二、証票等のないもの及び明らかでないもの又は証票等を偽造し若しくは変造したもの
- 三、容量若しくは重量に著しい増減のあつたもの又は形状に著しい変化のあつたもの
- 四、虫、ねずみ等の害を受け又は変質したもの
- 五、有効期間が経過したもの

第八條 検査を受けた者又は利害關係人が検査の結果に異議があるときは、知事に対し当該水産製品の再検査を請求することができる。

2 再検査の決定に対しては異議を申し立てることができ

なす。

第九條 知事が必要と認めるときは、検査済の水産製品について更に検査を行うことができる。

(量目及び荷造標準)

第十條 水産製品の生産者は、規則に定める量目及び荷造標準により当該水産製品の包装をしなければならぬ。

(検査の申請)

第十一條 検査を申請しようとする者は、その品名、数量、生産年次、所在地、住所及び氏名を記載した申請書を、検査員を経由して知事に提出しなければならない。但し、特別の事由があるときは、口頭で検査の申請をすることができる。

(検査員の身分証明書)

第十二條 知事は、検査員に検査を行わせる場合には、様式第一号の証明書を携帯しなければならない。

2 検査員は、關係者の要求があるときは、前項の証明書を提示しなければならない。

(検査実施の場所)

第十三條 検査は水産製品の製造場又はその現在所においてこれを行う。但し、検査申請者の申出があつたとき若しくは検査員の必要と認めるときは、他の場所において検査を行うことができる。

(検査の立会)

第十四條 検査申請者又はその代理人は、検査に立ち会ふ、検査員の指示に従わなければならない。

(証券等の類似物の使用禁止)

第十五條 何人も第四條第二項の規定によつて附される証券等に類似したものを水産製品に附してはならない。

(包装材料の再使用制限)

第十六條 証券等の附してある包装材料は、これを消したものでなければ再び水産製品の包装材料として使用してはならない。

(証券等の有効期間)

第十七條 第四條第二項の証券等の有効期間は、規則をもつて定める。

(検査手数料)

第十八條 検査申請者は、検査申請の際検査手数料を「鳥取縣検査手数料証紙」をもつて納付しなければならない。但し、第七條の規定による再検査の結果等級に異動のあつたもの及び第八條の規定による再検査のものについてはこの限りでない。

2 前項の検査手数料は次の通りとする。

- 一、魚類乾製品 一貫につき 二四五〇錢
- 二、魚類塩藏品 同 一、〇〇
- 三、いか製品 同 二、三〇
- 四、乾えび 同 三、四〇
- 乾あみ 同 一、五〇
- 五、塩辛製品 同 一、〇〇
- 六、水産物づくだに 同 一、五〇
- 海藻類づくだに 同 一、五〇
- その他のづくだに 同 二、〇〇
- 七、ねり製品 同 一、五〇

八、水産物つけもの 同 二、〇〇

九、海藻製品

寒天原藻 同 一、〇〇

加工こんぶ(板わかめを含む) 同 二、〇〇

一〇、水産動物油 四貫四〇〇 八、三〇

一一、水産肥飼料 一貫につき 七〇

3 手数料に關し必要な事項は規則でこれを定める。

(調査及び報告の徴收)

第十九條 検査員は検査に關し必要があるときは、水産製品の現在所に臨檢し若しくは關係帳簿の査閱をし又は生産者或は占有者に対し必要な報告を求めることができる。

(規格調査会)

第二十條 水産製品の規格を審議させるため、縣に水産製品規格調査会(以下調査会という。)を置く。

2 調査会の委員は一五人以内とし關係行政機關の職員及び学識経験者のあるうちから知事がこれを委嘱する。

3 調査会に關し、必要な事項は規則でこれを定める。

(罰則)

第二十一條 詐偽その他不正行為により第十八條による手数料を免れた者は、免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料に処する。

第二十二條 第五條、第六條及び第七條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二十三條 第十五條若しくは第十六條の規定に違反した者又は第十九條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は五千円以下の罰金に処する。

第二十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても同條の罰金刑を科する。

附則

第二十五條 この條例は昭和二十三年法律第二百十号指定農林物資検査法がその効力を失つたときから施行する。

2 この條例施行の際現に指定農作物資検査法に基いて定められている水産製品の規格は、知事の定める日まで
は、第三條の規定に基いて定められたものとみなす。

様式第一号

| | |
|----------|--------|
| 第 号 | 横 六 種 |
| 水産製品検査員証 | 縦 八、五種 |
| 職 氏 名 | 厚質白紙 |
| 昭和 年 月 日 | |
| 鳥 取 縣 團 | |

規 則

◇鳥取縣規則第二十二号

陸運事務所設置規則を次のように定める。

昭和二十五年四月十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

陸運事務所設置規則

第一條 地方自治法施行規程（昭和二十二年政令一九号）第七十四條の二の規定に基き、同令第六十九條第六号に掲げる事務を処理させるため陸運事務所を置く。
第二條 陸運事務所の位置名称及び管轄区域は、次の通りとする。

| 位 置 | 名 称 | 管 轄 区 域 |
|-----|----------|---------|
| 鳥取市 | 鳥取縣陸運事務所 | 鳥取縣の区域 |

第三條 陸運事務所に事務所の長を置き、地方技官をもつてこれに充てる。

前項の事務所の長は、知事の命を受けて当該事務所に於いて所掌する事務を処理し、所部の職員を指揮監督する。

第四條 陸運事務所に次の課を置く。

輸 送 課

- 一、所掌に関する事務の綜合調整に関すること
- 二、文書、人事及び会計に関すること
- 三、道路運送事業及び自動車道事業の監督及び指導に関すること
- 四、道路運送に関する輸送の実施計画、調整及び監査に関すること
- 五、道路運送に関する道路の調査及び研究に関すること
- 六、その他道路運送の發達、改善及び調整に関すること
- 七、他課に属しない事項に関すること

整 備 課

- 一、自動車の再生及び整備に関すること
- 二、軽車輛の生産及び整備に関すること
- 三、自動車の検査及び登録に関すること
- 四、自動車の割当に関すること
- 五、所掌事務に関する指定生産資材等の割当及び監査に関すること

六、所掌に係る事業に従事する者の劣需物資に関すること

燃 料 課

- 一、自動車用石油製品及び油脂の割当及び監査に関すること
- 二、自動車用薪炭その他の代用燃料の割当及び監査に関すること
- 三、自動車用タイヤ、チューブの割当及び監査に関すること

附 則

この規則は公布の日から施行し昭和二十五年四月一日から適用する。

昭和二十四年十一月鳥取縣規則第百二号は廃止する。

告 示

◇鳥取縣告示第百八十七号

昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條の規定により八頭郡国英村議會議員の候補者につき覚書に掲げる條項

に該当する旨でない者の確認を求むべき期日を次の通り指定する。

昭和二十五年四月十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

昭和二十五年四月十一日より

同年四月十六日まで

◇鳥取縣告示第百八十八号

装蹄師法第一條第二項第三号により、次の者に装蹄師免許証を交付した。

昭和二十五年四月十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号

登録年月日

本籍地 氏名

第四五号 昭和二十五年四月十日

鳥取縣 足立貫一

◇鳥取縣告示第百八十九号

昭和二十五年三月鳥取縣告示第百八十号(発疹チフス予

防のため列車検査について)は同年三月三十一日限り廃止する。

昭和二十五年四月十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第百九十号

昭和二十四年六月鳥取縣告示第三百一号(学校用黑板の販売價格の統制額指定の件)は廃止する。

昭和二十五年四月十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

選舉管理委員會告示

◇鳥取縣選舉管理委員會告示第七号

本年六月執行される予定の參議院議員選舉に際し選舉管理委員會が行う立会演說会の開催日時場所演說する候補者の数及び演說の時間等を決定するに当り、政党又はその支部代表者その他関係者の意見を聴取するための打合会を次の通り行う。

昭和二十五年四月十一日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

打合会を行うべき日時及び場所

四月二十二日 午後一時

縣會議事堂 第一會議室

教育委員會告示

◇鳥取縣教育委員會告示第八号

本縣教育公務員並びに公立学校事務職員の任用審査を次の通り実施する。

昭和二十五年四月十一日

鳥取縣教育委員會

記

一、日時、場所

昭和二十五年四月二十四日

米子市西伯地方事務所内

鳥取縣教育委員會事務局西伯支所

同年四月二十五日

鳥取市東町鳥取縣庁内

鳥取縣教育委員會事務局教務課

二、受審資格

- 1、旧制高専以上の學歷、資格を有するもの
- 2、旧制の教員免許状を有するもの
- 3、新制高校卒業の學歷、資格を有するもの
- 4、旧制中等学校以上の學歷、資格を有するものか、或は同等の學力を有するものとみなされるもので事務職員を希望するもの
- 5、中学校の時間講師を希望するもの

三、審査内容

- 1、人物審査……教育職員としての適否を審査する
- 2、筆記試験……教育職員としての常識を審査する
特に日本國憲法、教育基本法、学校教育法、同法施行規則、教育委員會法、教育公務員特例法、教育職員免許法に就いては充分研究しておく必要がある
- 3、身体検査……身体特に結核について検査する、当

公安委員(會)告示

◇鳥取縣公安委員會告示第二号

鳥取縣公安委員會聽聞規程を次のように定める。

昭和二十五年四月十一日

鳥 取 縣 公 安 委 員 會

鳥取縣公安委員會聽聞規程

第一條 鳥取縣公安委員會(以下公安委員會という)が権限に基いて法令の定める聽聞(以下聽聞会という)を行う場合は、法令の定めるところによる外此の規程による。

第二條 營業者に対して行う聽聞の通告は別紙様式(一)による。

第三條 聽聞の公示は、別紙様式(二)により国家地方警察鳥取縣本部及所轄警察署の庁舎前に行うものとする。

第四條 營業者が公安委員會から聽聞会の通告を受けた場合、到達したときから聽聞の期日迄一週間に満たないときは、そのことを疏明して速かに公安委員會に通知しなければならぬ。

日一齊に縣立保健所で行う

四、提出書類

1、志願書

2、履歷書(自筆のもの)

3、免許狀(当日持参)

4、最終學校最終学年の成績証明書

五、書類受付日時

昭和二十五年四月二十二日午後五時まで

米子市西伯地方事務所内

鳥取縣教育委員會西伯支所

同年四月二十四日午後五時まで

鳥取市東町鳥取縣庁内

鳥取縣教育委員會事務局教務課

六、当日持参品

1、筆記用具

2、晝食

3、身体検査費用百円

七、その他

詳細については任用審査の会場に照会され度

第五條 聽聞会は総て公開で行う。

第六條 聽聞会の場所(聽聞会場という)は、国家地方警察鳥取縣本部及び各地区警察署の内から何れかをその都度定める。

第七條 聽聞会は二名以上の公安委員が出席しなければ開くことができない。

第八條 聽聞会は当該処分事務に関係ある警察官(以下立会警察官という)及び当該營業者(以下營業者という)が出席しなければ開くことができない。

第九條 聽聞会は公安委員長がこれを主宰し聽聞会長となる。但し公安委員長に事故があるときは、他の公安委員がこれにかはる。

第十條 聽聞会に書記若干名をおく。書記は公安委員會これを選任し聽聞会に関する庶務に従事する。

第十一條 營業者が聽聞会に代理人を出席させるときは、委任狀を添えてその旨公安委員會に届けなければならぬ。

第十二條 營業者又はその代理人は聽聞会に弁護人を伴

い出席弁護を受けることができる。

前項の場合はその旨公安委員會に届け出なければならぬ。

第十三條 立会警察官及び營業者又はその代理人若しくは弁護人は、公安委員會に対して証人の出席を申請することができる。公安委員會は、前項の申請に対し速に可否を決定し、申請人に告げなければならない。

第十四條 聽聞は口頭審問によつて行う。

第十五條 聽聞会長は開会を宣し審問を行い申立を聴き、聽聞会の進行に必要な決定をなし閉会を宣する。但し他の出席公安委員も必要により審問することができる。

第十六條 聽聞会長開会を宣したときは、立会警察官、營業者又はその代理人、弁護人、証人並びに傍聽人に對して、聽聞会進行につき必要な注意を与えなければならぬ。

第十七條 何人と雖も聽聞会長に求められた場合を除いては、聽聞会長の許しを受けなければ聽聞会場での発言はできない。

第十八條 立会警察官、營業者又はその代理人、弁護人並びに証人は、聽聞会長及び出席公安委員から質問を受け、又聽聞会長の許しを受けた者から質問を受けたときは、それに対し答えなければならない。

第十九條 立会警察官は、聽聞会長の求めにより又はその許しを得て、營業者に対する法令等違反の事実並びに適用條文その他当該処分につき、必要な事項を申し立てなければならない。

第二十條 立会警察官、營業者又はその代理人は、当該処分に關する申し立て又は弁明するに當つて、必要な証拠を提出若しくは呈示することができる。

第二十一條 傍聽人は、聽聞会場及びその周辺に於て、常に靜肅を守り給て聽聞の進行に妨げとなるような挙措言動をしてはならない。

第二十二條 公安委員会が第十三條による証人申請を受けてこれを許可した場合、その証人が聽聞会場内にあるときは、聽聞会長は直ちに出席させることができる。

第二十三條 聽聞会長は聽聞会場内の秩序を保持する爲

必要と認めるときは、傍聽人の入場について制限することができる。

第二十四條 聽聞会長は聽聞の会場内喧噪にわたる行爲をし、又は聽聞の進行に妨げとなるような行爲をする者があるときは、その者に退場を命じることができる。

第二十五條 公安委員会は当該營業者が聽聞を利用する機会をほう棄する意志表示をした場合又は正当な理由がなく出席しないときは、聽聞会を開かないで決定することができる。

前項の場合が聽聞会を公示した後であれば、その取止めの旨を同じく公示しなければならない。

第二十六條 營業者、聽聞会の通告に対し聽聞の機会をほう棄する場合は、受領のときから三日以内にその旨届け出なければならない。

附則

1 この規程は昭和二十五年四月十一日からこれを施行する。

2 昭和二十四年八月二十六日鳥取縣公安委員会告示第四

号古物營業法による聽聞規程は、この規程施行の日からこれを廢止する。

別記様式(一)

聽聞会開催通告

左記各欄記載の通り聽聞会を開催するから、当日定刻迄に出頭せられたい。
なお聽聞会の機会をほう棄する場合は末尾に添付した切取用紙にその旨記載して三日以内に届け出られたい。

記

聽聞の期日

聽聞の場所

聽聞の事由

昭和 年 月 日

鳥取縣公安委員会 殿

切取線
聽聞の機会をほう棄する届

要領

昭和 年 月 日

住所

營業名

氏名

切取線

受領書

一通

一、聽聞会開催通知書

右正に受領いたしました

昭和 年 月 日

住所

氏

名

様式(二)

聽聞会開催公示

法 條による聽聞会を左記により開催するから公示する。

記

一、關係者 住所 氏名

二、聽聞の期日

三、聽聞の場所

昭和 年 月 日

鳥取縣公安委員会